

1. 件名：国立大学法人京都大学の使用前検査に関する面談

2. 日時：令和2年1月15日（水）16：00～17：15

3. 場所：原子力規制庁 打ち合わせスペース

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
大東首席原子力専門検査官、大和田主任原子力専門検査官
京都大学 複合原子力科学研究所 准教授・研究炉部長 他1名

5. 要旨

○京都大学から京都大学原子炉（以下「KUR」という。）の標準燃料要素及び特殊燃料要素の製作に係る使用前検査について、以下の説明があった。

- ・使用前検査の対象となる燃料は、低濃縮第2次燃料30体であり、平成22年5月に使用前検査合格となった低濃縮第1次燃料30体と同一の設計仕様で製作され、平成26年8月に事業所内に受け入れ済みである。
- ・燃料要素の耐震性については、新規性基準適合性確認として申請した設工認の中で再評価し承認されている。
- ・低濃縮第2次燃料30体については、設工認に記載された材料検査、寸法検査、外観検査等を受検したうえで、性能検査として低濃縮第2次燃料30体のうち1体を低濃縮第1次燃料によって構成され炉心に装荷し受検する予定である。
- ・使用前検査における立会可能な項目については、寸法検査、外観検査及び性能検査である。
- ・使用前検査は、今年の5月から7月に実施予定のKUR定期事業者検査時に合わせて受検予定であり、使用前検査の期日が確定次第速やかに変更申請を行う予定である。

○原子力規制庁から、以下を伝えた。

- ・使用前検査の考え方について了解した。
- ・使用前検査の期日が確定次第速やかに変更申請を行うこと

6. 配布資料

設工認（標準燃料要素及び特殊燃料要素の製作）の使用前検査（性能検査）について